

平成25年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年3月12日 開会

平成25年3月22日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成25年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成25年3月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

議案第1 号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件

議案第2 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第 3 号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例を定める件
- 議案第 7 号鳴沢村水道法施行条例を定める件
- 議案第 8 号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を定める件
- 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件
- 議案第 10 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件
- 議案第 11 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 12 号平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 13 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号平成 24 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号平成 25 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 17 号平成 25 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 18 号平成 25 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 19 号平成 25 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

議案第 20 号平成 25 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
議案第 21 号平成 25 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
同意第 1 号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める
件

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第 5 議案第 2 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正
する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 3 号証人等の実費弁償に関する条例の一部
を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を
定める件
- 日程第 8 議案第 5 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正す
る条例を定める件
- 日程第 9 議案第 6 号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例
を定める件
- 日程第 10 議案第 7 号鳴沢村水道法施行条例を定める件
- 日程第 11 議案第 8 号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者
等の指定に関する基準を定める条例を
定める件
- 日程第 12 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例を定める件

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号平成 2 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号平成 2 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号平成 2 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号平成 2 5 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号平成 2 5 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎議長挨拶

議長（三浦利雄君） 平成25年第1回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

皆さん、おはようございます。

ご承知のとおり、昨日の3月11日は東日本大震災から2年目の日でした。私は議会運営委員会出席のために、議員控室で午後2時46分、佐藤博水議員とともに黙禱をささげました。

一昨日から特番を組んでのいろいろな形での番組を見ましたが、改めて犠牲となられた方々のご冥福を祈ると同時に、今遅れている復旧・復興の一日も早い進行を祈りたいと強く思った次第でございます。同じ日本人でありながら、そう思うとき、自分たちは幸せだと感じ、また、そのことに感謝しなければいけないというふうにも感じたわけでございます。

さて、議員各位には平成25年第1回鳴沢村議会定例会への出席、まことにご苦労さまでございます。条例改正、また、条例の定め、補正予算、新年度予算等の議案を用意されていますが、皆様のご協力をいただく中、実のある定例会となりますようお願いいたします。

開会 午前10時17分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成25年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（三浦利雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第 121 条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員により、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による、例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略します。

次に、2月27日に第5回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果についてはお手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣についてはお手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦勞さまでした。

なお、2月6日に全国町村議員会館で全国町村議会議長会表彰が行われ、私が町村議会議員特別表彰として自治功勞者表彰を受賞させていただきました。

このことについてあわせて報告いたします。

次に、平成24年第4回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成24年第4回定例会において、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日及び3月11日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日とも委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

まず、3月5日の委員会で決定された事項については次の4項目です。

1、会期は本日より3月22日までの11日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案等の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第1号から議案第2号まで、議案第6号から議案第7号まで、議案第8号から議案第10号まで、議案第11号から議案第15号まで、議案第16号から議案第21号までを一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は3月11日月曜日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、3月11日の委員会では、同日正午に通告が締め切られた5人10件の一般質問通告書について、通告の取り扱い等を

協議し、本定例会での一般質問は、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成24年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月27日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日午後2時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、説明のために振興課長、振興課土木担当2名、農政担当1名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

また、その他事項として、平成25年度から29年度までの社会資本総合整備計画に基づいた整備予定の説明と、平成25年度に予定している工事路線及び中山間地域総合整備事業の予定の説明を受けました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した
広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

1月25日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第11号案について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第11号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月2月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりには、昨年12月に開催いたしましたクリスマスときめき出合いパーティーを目玉記事として、また、12月定例会会期中に行いました全員協議会の特集を組み、紙面に掲載いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した
鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長
渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） それでは、

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の報告をさせていただきます。

開催日時は2月26日午後5時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、委員9名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項は、招集にかかわる事件は閉会中の継続調査申し出の件で、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎村長所信表明

議長（三浦利雄君） 次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成25年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員さん全員のご参会に敬意を表すものでございます。

議長さんから所信表明のお許しをいただきましたので、今定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

昨年の政権交代により、金融政策、財政政策、成長戦略の3つの柱を基本方針とした、いわゆるアベノミクスがスタートし、大きな政策転換が行われておりますが、地方交付税の推移は確たる予想がつきません。国の各種制度、交付金、補助金なども依然として流動的であります。

本村においても、複雑、多様化する住民ニーズに対応しながら、

地方分権時代にふさわしい地域に密着したきめ細かな行政サービスを行うことのできる基礎自治体としての責任を常に念頭において取り組んでいるところでもあります。

地方分権による権限移譲の促進など、より効果的、効率的な行政運営と地域の個性や特色を活かしたまちづくりが求められております。本村でも税の減収が顕著となる一方で、少子高齢化の進展により、社会保障に関する経費が増加していることから、健全財政による持続可能な村政運営を維持していかなければなりません。

村づくりの基本は若者の定住にあると考えております。少子高齢化が進む中、子どもたちの笑顔は村の宝であり、将来を担う子どもたちの減少は大きな支障となっております。安心して子を産み、育てられる子育ての支援の充実を一刻も早く行うことが必要ではないかと思っております。

首長と議会は車の両輪とよく言われますが、執行機関として、また議決機関として、それぞれの立場で尊重しあい、ともに住民の皆さんの声に十分耳を傾けながら、夢のある村政運営に取り組んで参りたいと考えております。

さて、今年度の県営中山間地域総合整備事業は、昨年の広報12月号にも掲載してありますが、鳴沢地区臼田和工区の農道整備、ほ場整備等順次実施していく予定であります。

また、発生が懸念される東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生するいわゆる3連動地震への備えが求められております。東日本大震災は、人々に自然の災害の恐ろしさを脳裏に焼きつけるとともに、自然の猛威には人間の力は及ばないことがわかりましたが、この災害で教訓として得たものは非常に多く、災害発生当初に頼りになるのはやはり地域であったことが明らかになったことから、共助の精神による災害対策が重要で

あると思っております。自助を強化することはもとより、地域における自主防災組織の強化と、いざというときに頼りになる地域防災力の向上が図られるよう、住民意識の啓発や訓練の内容においても皆さんと協働し、より現実的な防災訓練となるよう計画する予定であります。

懸案でありましたゴルフ場跡地問題につきましても、早期に解決していきたいと考えております。

今年は、第4回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を例年実施していた10月第3日曜日は、県内での大会が多数見込まれるため、より多くのランナーにエントリーしていただけるよう10月27日の第4日曜日に実施する予定であります。また、コースの高低差を緩やかにしたコースに変更し、新たに3.5キロメートルのコースを追加しての実施を考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次代を見据え、情熱を持って、安全で安心して住める鳴沢村を、住民と一体となった小さくても輝く鳴沢村実現のため、公平公正にこれからさらに気を引き締めて、山積みしている諸問題に誠心誠意取り組んで参りますので、議会と行政が両輪となって邁進できるようご指導とご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（三浦利雄君） 以上で、村長の所信表明を終わります。

◎会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの11日間と決定しました。

◎日程第4 議案第1号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第5 議案第2号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦利雄君) 日程第4、議案第1号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件から、日程第5、議案第2号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第1号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。

主な改正点といたしましては、議案の2枚目をご覧ください。

第5条の公文書の開示義務中第6号の才を「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、村若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改めるものであります。

この改正は、国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、語句の整理を行うものであります。

附則として、施行期日を4月1日としております。

続きまして、議案第2号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様に、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。

主な改正点といたしましては、議案の2枚目をご覧ください。

第14条の保有個人情報の開示義務中第7号のオを「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、村若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改めるものであり、議案第1号と同様に、国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、語句の整理を行うものであります。

附則として、施行期日を4月1日としております。

以上で、議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第2号までの2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第2号までの2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第3号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦利雄君) 日程第6、議案第3号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第3号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公聴会参加者等に対する費用弁償について定めた地方自治法第207条の規定の改正が平成25年3月から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。

主な改正点といたしましては、議案の2ページをご覧ください。

第1条実費弁償中第2号の「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、第3号の「第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」を「第109条第5項において準用する法第115条の2第1項」に、第5号の「第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」を「第109条第5項において準用する法第115条

の2第1項」に改め、新たに第6号に「法第115条の2第1項の規定により、議会の公聴会に参加した者」及び第7号に「法第115条の2第2項の規定により、議会の要求に応じて出頭した参考人」を追加し、「第6号」を「第8号」に改めるもので、地方自治法第207条の規定の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

附則として、施行期日を公布の日から施行し、改正後の承認等の実費弁償に関する条例は平成25年3月1日から適用するものとするものであります。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第4号鳴沢村税条例の一部を改正する条例
を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第7、議案第4号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 議案第4号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成23年法律第114号経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律による国税通則法の改正によって、国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分または不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされました。

これにより、地方税法においても、総務大臣が行う処分に関する手続について同様の改正が行われたことに伴い、関連する鳴沢村税条例につきまして所要の改正が必要となったためであります。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

2枚目をご覧ください。

条例の改正は新旧対象方式を採用しており、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。改正部分につきましてはそれぞれアンダーラインで示しておりますので、ご覧ください。

鳴沢村税条例第4条第1項の改正につきましては、鳴沢村行政手続条例の適用除外についての改正であります。第4条第1項中「鳴沢村税」とあるものを「村税」と字句の訂正を行い、「鳴沢村行政手続条例第2章」以降に「（第8条を除く。）及

び第3章（第14条を除く。）」を加えるものであります。

この改正により、申請により求められた許認可等を拒否する処分または不利益処分について、当該処分理由を示さなければならぬこととなりました。

続きまして、附則について説明いたします。

附則第1条により、この条例は平成25年4月1日から施行いたします。

附則第2条においては、第1条の規定による改正後の鳴沢村税条例第4条第1項の規定は、平成25年4月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の鳴沢村税条例第4条第1項に規定する行為については従前のおりとするものであります。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦利雄君) 日程第8、議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(渡辺伸一君) 議案第5号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令が一部改正され、4月1日から施行されることに伴い、鳴沢村道路法施行条例の改正を行う必要があるものでございます。

具体的には、道路法施行令の一部が改正されることに伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備が道路管理者の占用許可が必要な工作物に追加されたため、設置に係る道路占用料を追加するとともに、引用する条文に号のずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案の3枚目裏面をご覧ください。

アンダーライン箇所が改正箇所であります。

表中「政令第7条第2号に掲げる工作物」を専用面積1平方メートルにつき1年の額として「820円」の1項目を追加し、条文中引用する政令第7条第2号から第11号までをそれぞれ2号ずつ繰り下げる号ずれに対応した改正であります。

附則として、施行期日を4月1日からとしております。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第6号鳴沢村村道の構造基準等を定める
条例を定める件

◎日程第10 議案第7号鳴沢村水道法施行条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第9、議案第6号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例を定める件から、日程第10、議案第7号鳴沢村水道法施行条例を定める件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 議案第6号鳴沢村村道の構造基準等を定

める条例制定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第105号、いわゆる第2次一括法の施行による道路法の一部改正により、村道の構造の技術的基準及び道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合、並びに、道路標識等の寸法を定める必要があるものでございます。

なお、条例の内容でございますが、現行の省令の道路構造令、並びに、山梨県が新しく条例化した山梨県道の道路構造基準に関する条例、山梨県道の道路標識に関する条例を参酌し、鳴沢村独自の技術的基準はありません。

全体では46条にわたる条例となっておりますが、鳴沢村が施工する基準で、特に関係がある部分についてご説明を行います。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案の2枚目をご覧ください。

第1条（趣旨）といたしまして、村道における道路の構造の技術的基準と道路標識等の寸法を定めるものであります。

第2条（道路区分）といたしまして、道路区分を4種に分け、計画交通量により、第1級から第5級までの5段階とするものです。本村における幅員5メートルの道路改良は第3種第5級となります。

第3条（基本理念）といたしまして、道路は、地域特性に応じた道路の利用状況及び周辺の景観との調和を配慮した構造とするものです。

第4条（車線等）といたしまして、3種5級、4種4級を除いて、設計基準交通量により車線数や車線の幅員を定めるものです。

7ページをお願いします。

第7条（路肩）といたしまして、道路の区分により路肩の幅員を定めるものです。

続いて、12ページをお願いします。

第12条（歩道）といたしまして、歩道を設置する道路については2メートル以上とし、地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合においては縮小できるとするものです。

続きまして、13ページをお願いします。

第16条（設計速度）といたしまして、道路の区分に応じて設計速度を定めるものであります。

14ページをお願いします。

第18条（曲線半径）といたしまして、設計速度により曲線半径を定めるものです。

16ページをお願いします。

第23条（縦断勾配）といたしまして、道路の区分・設計速度に応じて勾配の値を定めるものです。

18ページをお願いします。

第25条（縦断曲線）といたしまして、設計速度により縦断曲線の半径と長さを定めるものです。

19ページをお願いします。

第26条（舗装）といたしまして、舗装は、地域、土地利用、気象状況などと周辺の景観に配慮した構造及び色彩とするものと定めるものです。

第27条（横断勾配）といたしまして、横断勾配を1.5%以上2.0%以下に定めたものです。

20ページをお願いします。

第29条（排水施設）といたしまして、道路には適当な排水施設を設けるものと定めたものです。

23ページをお願いします。

第39条（防雪施設その他の防護施設）といたしまして、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、または道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、適当な防護施設を設けるものと定めたものです。

26ページをお願いします。

第46条（道路標識等の寸法）といたしまして、村道に設置する道路標識の寸法、文字、記号の寸法を定めたものです。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第7号鳴沢村水道法施行条例を定める件についてご説明申し上げます。

議案第6号と同様に、第2次一括法による水道法の一部が改正され、条例により、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事、並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定めるものであります。

議案の2枚目をご覧ください。

第2条は、布設工事監督者が監督業務を行う水道施設の新設の工事、またはその増設、もしくは改造工事について規定したものであります。

第3条は布設工事監督者の資格について規定したものであります。第2項により、簡易水道事業の用に供する水道については、第1項各号の年数をそれぞれ2分の1として読みかえるものであります。

第4条は水道技術管理者の資格について規定したものであります。前条と同様に第2項により、簡易水道または1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、第1項各号の年数をそれぞれ2分の1として読みかえるものであります。

附則としまして、施行期日を4月1日からとしております。

以上で、議案第6号及び議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号から議案第7号までの2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第7号までの2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第8号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を定める件

◎日程第12 議案第9号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例を定める件

◎日程第 13 議案第 10号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第 11、議案第 8号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を定める件から、日程第 13、議案第 10号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件までの 3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第 8号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を定める件、議案第 9号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件、議案第 10号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、介護保険の給付の

対象となるサービスを提供する事業所や施設について、従業者、設備、運営等に関する基準を設けることと、当該基準の遵守を事業所を運営する事業者や施設の関係者に対して義務づけている介護保険法の一部が改正されたことに伴い、厚生労働省令により地域密着型サービス事業者が事業を運営する上で、これまで全国一律に定められていた遵守しなければならない基準を定めるもので、厚生労働省令で定めてある基準を上回らない範囲内の内容となっております。

指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の主な内容は、施設の入所定員を29人以下、申請者の資格は法人であることと定めております。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の主な内容は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護などの各種施設について、それぞれ基本方針、人員、設備、運営に関する基準などを定めており、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の主な内容は、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の各種施設について、それぞれ基本方針、人員、設備、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

この条例は、平成25年4月1日から施行とするものであります。

このほかに、経過措置として、施行日の前日において省令の適用を受けていた施設について、従前の例による読みかえ規定が設けられています。

以上で、議案第8号から議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号から議案第10号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第10号までの3件は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第11号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第15 議案第12号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

◎日程第16 議案第13号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎日程第 17 議案第 14 号平成 24 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 18 議案第 15 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議長（三浦利雄君） 日程第 14、議案第 11 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算第 6 号から、日程第 18、議案第 15 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号までの 5 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 11 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算第 6 号から、議案第 15 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号までの 5 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成 24 年度の一般会計並びに特別会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに総額 1 億 9,977 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 26 億 8,911 万 5,000 円とするものであります。

歳出の概要につきましては、中山間地域総合整備事業 1,067 万 9,000 円、社会福祉総務事務経費 420 万 1,000 円、村道維持補修事業 350 万円などのほか、年度末までに見込まれる不用額の減額で、これらに要する財源として、村税 3,528 万 6,000 円、ゴルフ場利用税交付金 2,600 万円、特別交付税 5,000 万円、普通交付税 9,030 万 8,000 円などを見込み、その差額相当額の 2 億 5,929 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てるものであります。

また、地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費と

して、中山間地域総合整備事業 8 7 0 万円、村道維持補修事業 5, 5 0 0 万円、村道改良事業 4, 5 3 3 万 2, 0 0 0 円、消防施設等整備・管理事業 5 3 6 万 6, 0 0 0 円、防災対策事業 5 2 5 万円の 5 事業、計 7, 0 1 4 万 8, 0 0 0 円を平成 2 5 年度へ繰り越すものであります。

以上で、議案第 1 1 号から議案第 1 5 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 1 号から議案第 1 5 号までの 5 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することといたします。

◎日程第 1 9 議案第 1 6 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第 2 0 議案第 1 7 号平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第 2 1 議案第 1 8 号平成 2 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 2 2 議案第 1 9 号平成 2 5 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 2 3 議案第 2 0 号平成 2 5 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 2 4 議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦利雄君） 日程第 1 9、議案第 1 6 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 2 4、議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第16号平成25年度鳴沢村一般会計予算から、議案第21号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第16号平成25年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額17億1,146万1,000円で、前年度比2.2%、3,622万9,000円の増となりました。長引く景気の低迷により、村税収入をはじめとする経常一般財源が引き続き減少傾向にありますが、可能な限り、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行うとともに、各種防災対策事業の財源として、借り入れ額の70%が基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債3,210万円の借り入れを行う予定です。

主な歳出といたしましては、災害発生時の拠点である役場庁舎及び避難所となる小学校、総合センターの機能維持を目的とした自家用発電機設置工事2,870万円、これは先ほど申し上げた緊急防災・減災事業債を充当するものであります。また、村道改良事業につきましては、総額1億755万5,000円で、前年度比5,094万7,000円の増額となっておりますが、社会資本整備総合交付金を5,555万円見込むことにより、村負担を軽減しております。そのほか、昨年度に引き続き、河口湖南中学校校舎改築工事分担金を3,535万円計上しております。

歳入につきましては、長引く景気の低迷により、村税が前年度比0.8%、619万円減の7億3,519万7,000円となりましたが、国庫支出金は前年度比60.3%、4,967

万2,000円増の1億3,200万7,000円を見込むなど、重ねて申し上げますが、国・県支出金等の積極的な確保を図っております。

続いて、議案第17号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第21号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして、7億4,484万3,000円で、前年度比7.4%、5,121万9,000円の増となっております。

以上が平成25年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第16号から議案第21号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第21号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することといたします。

議長（三浦利雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月13日から21日までの9日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は3月13日から21日までの9日間を休会とすることに決定い

たしました。

なお、本会議は3月22日午後3時20分から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成25年3月22日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第11号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
日程第4 議案第12号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
日程第5 議案第13号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第14号平成24年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第2号)

- 日程第 7 議案第 15 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 16 号平成 25 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 17 号平成 25 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 10 議案第 18 号平成 25 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 19 号平成 25 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第 20 号平成 25 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 21 号平成 25 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 同意第 1 号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第 15 一般質問
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 0 分

議長（三浦利雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、小林茂澄君、田中 稔君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 4 年第 4 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

河口湖南中学校組合議会、2 番 小林昭一君。

2 番（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成 2 5 年第 1 回河口湖南中学校組合議会臨時会が 2 月 1 9 日午前 1 0 時 3 0 分より招集され、会議が行われました。

議員 1 5 名と教育委員 4 名、会議事件説明のために、組合長渡邊凱保富士河口湖町長をはじめ執行部 6 人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議におきまして、まず会議が 1 9 日、1 日間と決定されました。

会議事件は、1 件で、内容としましては、平成 2 4 年度河口湖

南中学校組合一般会計歳入歳出補正予算の議定について、内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,880万5,000円とする旨。

原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

また、議会終了後、普通教室棟改築工事の進捗状況の説明と現場視察が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 4番 渡辺久男。

富士五湖広域行政事務組合議会について報告させていただきます。

2月21日、22日の2日間会議が行われました。

議員18名と代表理事をはじめ事件説明のために執行部の出席がありました。

会議事件は、議会運営委員と議会常任委員の補欠選任の件について、それは西桂町選出議員の柏木 正氏、小山正則氏が選任されました。

議案第1号平成25年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、予算総額は16億7,061万2,000円であり、前年度予算に比べ3億7,992万7,000円の増額となっております。

議案第2号平成25年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算は、予算総額が2,164万8,000円となっております。

議案第3号平成25年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖

苑特別会計予算は、予算総額が1億6,528万9,000円であり、3議案とも原案のとおり可決されました。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における富士五湖広域行政事務組合職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正についても原案のとおり可決されました。

平成24年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算第3号について、歳入歳出それぞれ1,552万9,000円を減額し、総額を14億1,355万6,000円とするもので、原案のとおりこれも可決されました。

工事請負契約の締結について、富士五湖消防本部消防救急デジタル無線システム整備工事と富士五湖消防本部高機能消防指令センター改修工事も原案のとおり可決されました。

富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任について、鳴沢村の渡辺喜頼氏が任期満了となるので、後任として富士河口湖町の渡辺晴美氏が選任されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会の報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

青木が原ごみ処理組合議会定例会について報告させていただきます。

2月27日10時半より招集され、富士河口湖町役場3階会議室で会議が行われました。

議員8名と、会議事件説明のために、管理者渡邊凱保富士河口湖町長、小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために執行部数人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が27日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、議案第1号青木が原ごみ処理組合に置かれる技術管理者の資格を定める条例について。

議案第2号平成25年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について、内容は歳入総額1億4,658万2,000円、歳出総額1億4,658万2,000円で、いずれも原案どおり可決されました。

その他はありません。

以上で青木が原ごみ処理組合についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 青木ヶ原衛生センター議会、1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成25年2月27日14時より招集され、平成25年青木ヶ原衛生センター第1回議会定例会が富士河口湖町役場において行われました。

議員7名と、会議事件説明のため、渡辺 孝所長をはじめ執行部8人の出席がありました。

本会議における会議事件は2件で、まず会議録署名議員の指名があり、会期が27日から1日間と決定されました。

次に、議案第1号青木ヶ原衛生センター一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定める条例の制定についての件で、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号平成25年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、歳入歳出それぞれ5,323万3,000円で、原案のとおり可決され、閉会しました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番
小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 8番小林茂澄。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成25年第1回定例議会
についての報告をさせていただきます。

平成25年2月19日午後2時より招集され、会議が行われま
した。

議員23名と、会議事件説明のために、広域連合長堀内 茂君
をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局12名の出席が
ありました。

会期は2月19日当日限りと決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、山梨県後期高齢者医療
広域連合議会運営委員会委員の選任について、2名の入れかえ
がありました。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について、保険料の賦課の特例措置
を平成25年度においても継続するための一部改正で、可決さ
れました。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部を改正する条例の制定について、保険料賦課の特
例措置を継続実施することにより、保険料を軽減する財源に充
てるため、本条例の一部を改正するもので、可決されました。

平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
第3号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,
437万円を減額し、歳入歳出それぞれを5億8,871万9,
000円とするものです。主な内容として、歳入については、
財政調整基金の取り崩しを減額するものであり、歳出について
は、不用額の整理に伴う減額、派遣職員給与等負担金の増額及

び標準システムの構築経費確定による特別会計への繰出金の減額によるもので、可決されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,504万9,000円を増額し、それぞれ939億6,543万9,000円とするものです。歳入については、国庫補助金として交付される平成25年度の保険料軽減特例措置に係る交付金の増額及び医療給付費の不足分などに充当するための基金繰入金の増額並びに国・県負担金である高額医療費負担金の減額、市町村負担金である保険料軽減分を補てんする負担金の減額及び標準システムの構築経費確定による一般会計からの繰入金の減額などであり、歳出については、歳入で計上した保険料軽減特別措置に係る国庫補助金の基金積み立てへの増額及び事業費確定に伴う拠出金などの増額並びに標準システム構築などの入札差金及び不用額整理に伴う減額などで、可決されました。

平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,515万4,000円で、可決されました。

平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935億9,400万6,000円で、可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の第2回定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第11号平成24年度鳴沢村一般会計補正
予算（第6号）

◎日程第4 議案第12号平成24年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第4号）

◎日程第5 議案第13号平成24年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第14号平成24年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第15号平成24年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第3号）

議長（三浦利雄君） 日程第3、議案第11号平成24年度鳴沢村
一般会計補正予算（第6号）から、日程第7、議案第15号平
成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 9番 田中 稔。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案
第11号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から、
議案第15号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第3号）までの5議案につきまして、審査いたしました
経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開
催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛
成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号から議案第15号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第11号から議案第15号までの5件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第11号から議案第15号までの5件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第16号平成25年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第17号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第18号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 1 1 議案第 1 9 号平成 2 5 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 1 2 議案第 2 0 号平成 2 5 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 1 3 議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦利雄君） 日程第 8、議案第 1 6 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 1 3、議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 9 番 田中 稔。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第 1 6 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 2 1 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 1 5 日及び 1 8 日並びに 1 9 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分予算の執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の経過を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第21号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第16号から議案第21号までの6件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第16号から議案第21号までの6件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第14、同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第1号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林祺一郎氏が今月31日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、人格高潔で適任と認められるため、引き続き小林祺一郎氏を選任したいと思っておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この際、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第15 一般質問

議長（三浦利雄君） 日程第15、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの「小さくても輝く鳴沢村」の実現に向けた平成25年度の主な景気対策についての質問を許します。6番

渡邊政司君。

6 番（渡邊政司君） 6 番 渡邊政司。

「小さくても輝く鳴沢村」の実現に向けた平成25年度の主な景気対策について、村長に質問いたします。

村長は、2期目の所信表明で、人口減少対策として、景気対策に重点を置き、鳴沢村の発展のために邁進していくと宣言をされています。この鳴沢村でも、景気低迷による税収の減少、少子高齢化が進んでおり、景気対策は喫緊の課題であります。

「小さくても輝く鳴沢村」を実現させるためには、近隣の市町村との連携と同時に、他の市町村とは異なった特色のある政策も必要だと考えます。

「小さくても輝く鳴沢村」の実現に向けた平成25年度の主な景気対策は何でしょうか。

また、25年度末に期待する成果・目標は何でしょうか。お願いします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、「小さくても輝く鳴沢村」の実現に向けた平成25年度の主な景気対策は何かという質問にお答えいたします。

私は、昨年3月12日の第1回定例会本会議において所信の一端を述べさせていただきましたが、その際、景気対策の具体的な施策として、「村営住宅建設の促進」「優良企業誘致の推進」「中山間地域総合整備事業を活用した産業の振興と地域地盤の強化」の3点について触れさせていただきました。

これらの事業について、まず村営住宅の建設については、以前要望書でもお答えいたしました。多額の費用がかかる住宅の建設に固執せず、定住促進に有効な方策を見出していけるよう、長期的に検討していきたいと考えているところであります。

また、企業誘致に関しましては、後ほど質問がありますので、お答えさせていただきます。

中山間地域総合整備事業に関しましては、村内全域の鳥獣害防止施設、大田和地区の農業集落道、ほ場整備、農業用排水路の整備が今年度ですべて完了し、今後は平成27年度までの事業期間で、鳴沢地区の農道1号、同地区のほ場整備と農業用排水路、また防火水槽5ヶ所の整備が予定されております。

そのほか、村道改良事業につきましては、国庫補助金を積極的に活用し、村負担を極力なくした上で、前年度比5,094万7,000円増の1億755万5,000円を予算計上しております。

また、予算執行の際には、可能な限り村内業者を利用するよう心がけているところもあります。

財政規模が小さく、また職員数も少ない当村としては、積極的な景気対策はなかなか難しいわけですが、「小さくても輝く鳴沢村」の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

2点目の平成25年度末に期待する成果・目標は何かについてお答えいたします。

具体的な施策の推進は、村議会の皆様、住民、山梨県、また民間企業などのご理解、ご協力があつてはじめて推進できることであります。

また、帝国データバンク甲府支店での景気見通しに対する山梨県内企業の意識調査によると、2013年の景気見通しは、悪化局面を予想する企業が約34%で、1年前より増加しています。

また、知事が異議を唱えたように、県内の景況感が7ヶ月間続けて全国最下位というようなデータもありますように、アベノミクスが動き出したとはいえ、地方においては景気回復が進ん

でいる状況ではありません。

したがって、平成25年度末までに村で期待できる成果・目標は具体的に申し上げられませんが、国や県の補助金を活用して、できるだけ早期に具体的な成果が得られるよう鋭意努力してまいります。

その際には、去年の所信表明でもお願いいたしましたが、議員の皆様方の協力を重ねてお願い申し上げまして、以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

ただいまの報告ですけれども、景気対策が主に村道改良事業ということでした。農業振興、あと観光の推進等がなかったのがちょっと残念な気がします。

村長が考えている「小さくても輝く鳴沢村」のイメージ像とは何でしょうか。教えてください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 目の前に見える富士山があるように、自然豊かで空気、水のおいしい鳴沢村、また民活を利用した協働生活のできる村を目指していこうと考えております。そのために、農業政策等も順次中山間地域総合整備事業で行っておるわけです。それを六次産業化へつなげていければよいかと考えております。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、中山間地域総合整備事業臼田和地区の整備後の具体的な振興策についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

中山間地域総合整備事業臼田和地区の整備後の具体的な振興策

について、村長に質問いたします。

中山間地域総合整備事業臼田和地区では、大型観光バスでもすれ違いのできる7メートル道路を計画しています。村内の幹線道路の幅5メートルに対して大幅に広がる予定ですが、大切な農地を削ってまでして拓げる7メートル道路は、有効に活用されなければなりません。

幸い、この臼田和地区、特にサツマイモの保管場所付近には富士山がよく見える絶景ポイントがあります。この絶景ポイントを活かすことができれば、村内にまで観光客を呼び込むことができます。

展望台を設置すれば、観光客の呼び込みと村のアピールができます。

簡易的な農機具保管庫があれば、観光農園による遊休農地の活用もできます。

7メートル道路をどのように有効活用していくのか、大型観光バスを呼び込むための振興策は考えていますか。

また、展望台や簡易的な農機具保管庫を設置する考えはありますでしょうか。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

まずはじめに、臼田和地区内の農道1号線の現状ですが、幅員が3.4メートルと狭小で、農作業車同士のすれ違いもできず、農機具・資機材の搬入や農作物の搬出等に手間取っております。また、キャベツを出荷する際にも、大型トラックで直接乗り入れることができずに、不自由をきたしております。このような状況から、県営中山間地域総合整備事業では、ほ場整備に加え、農道1号線の整備も取り入れた計画となっております。

中山間事業での車道幅員は、小型トラックと軽トラックのすれ

違いができる4.5メートル、路肩を含めて5メートルが基準となっておりましたが、村議会議員を中心とした推進委員会で協議していただいた結果、農作業の効率化や農家の所得向上、また地域の活性化を図るため、キャベツを出荷する大型トラックや大型観光バスが小型トラックとすれ違いができる車道幅員5.5メートル、排水路、路肩を含め7.0メートルの農道整備を実施していただいております。そのため、用地買収も多く発生しておりますので、今後の交渉につきましても、引き続き議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、大型観光バスを呼び込むための振興策ですが、基本的には受益者である観光農家や宿泊施設、観光施設が連携し合いパッケージツアーを組むなど、農業と観光を融合したビジネスを確立していただきたいと思っております。

また、当該地域は、観光農園ばかりではなく、キャベツなど出荷用の畑が多く存在しております。大型観光バスや観光客の往来によるデメリットも考えられますが、キャベツやモロコシの直売、摘み取り体験などの新しい事業展開により、地域が一体となり農業経営に取り組んでいただきたいと考えております。

何よりも行政が押しつける施策ではなく、個々の農家が今後の農業経営をどのような形で進めていくかが重要なポイントだと考えております。

村といたしましては、ホームページや観光パンフレットで周知するのはもちろん、山梨県をはじめとした各種観光情報サイトや旅行会社に情報提供を行い、やる気のある農家を支援していきたいと考えております。

次に、展望台や農機具保管庫の設置についてですが、当該地域は農業振興地域内の農用地区域となっておりますので、農地はもちろんですが、裏山も含め、展望台等の観光施設を整備する

考えはございません。

また、農機具の保管についても、各農家で対応していただくものと考えおります。村での設置は考えていませんが、今後、農家、農業法人等民間主導で貸し農園や農業体験等を大規模に実施する場合には、各種補助金等の対応に支援していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

臼田和地区は高齢者が多く、耕作していない遊休農地も点在しています。大型観光バスを呼び込むための振興策を個々の農家に取り組んでいただくとの回答でしたが、非常に現実的ではないと思います。

村では、農業振興について、イニシアチブをとって推進するというふうな考えはないでしょうか。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 農地の借地等のあっせんは、頼まれればしてもいいと考えておりますが、積極的に村でどうこうという施策は、農業だけに村の経費を使うわけにはいきませんので、考えておりません。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、村の企業誘致条件と企業誘致活動についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

村の企業誘致条件と企業誘致活動について、村長に質問いたします。

韮崎にある東京エレクトロン山梨は、段階的に宮城県へと移転させています。企業を誘致するときの誘致条件が劣っていれば、

メリットが多い他県に流れてしまうのが現状です。

鳴沢村で新たに企業を誘致する場合には、誘致する条件は、他県をも参考にして設定していく必要があります。

今、株価は上がり始めていますが、製造業については、海外や他県に進出移転しているため、企業獲得には積極的に企業誘致活動をする必要があります。

自然環境に恵まれたこの鳴沢村では、高齢化が進み、全国的に不足しているリハビリテーション病院や介護保険施設等の誘致は大いに期待できると思います。

企業誘致に向けては、業種の絞り込みと積極的な誘致活動が望まれます。

村の企業立地促進助成金は、他県と比べて劣っていないでしょうか。比較回答をお願いします。

また、村ではホームページで「企業誘致のご案内」を載せていますが、積極的な誘致活動も必要だと考えます。これから誘致活動をどのように展開していくのか回答をお願いします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

村の企業立地促進助成金は他県と比べ劣っていないか、また比較回答をとという質問ですが、鳴沢村では、企業誘致のための支援策として、鳴沢村企業立地促進助成金の制度と、鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく固定資産税の課税免除を実施しています。

助成金の主な概要は、村内に土地または借地権を取得して工場等を設置して操業を開始し、投下固定資産額が5億円以上で、10人以上、うち5人以上を村内から新規雇用した場合、投下固定資産額の1%から2%の相当額を助成するとしております。

固定資産税の課税免除の主な概要は、山梨県企業立地基本計画に基づいて、県から承認された計画により、村内に所得価格2億円以上の施設等を設置した場合に、対象施設等の固定資産税を3年間免除するものです。

県外の自治体の助成制度については、県の産業労働部産業集積課でも特に把握してないとのことでしたので、比較はできておりません。

県内の他の自治体と比較すると、独自の助成制度を創設しているところも幾つかございますが、本村と同様に、投下固定資産額の2%以内の助成金や、固定資産税の3年間の課税免除または税額相当の助成金交付を採用している自治体が多く、特に大きく劣っているわけではないと思われまます。

ちなみに、東京エレクトロン山梨が移転した当時の宮城県の助成制度は、新規雇用人数など条件により、投下固定資産額の3%から10%の助成で、山梨県の5%から10%とほぼ同様の助成率となっております。

また、企業立地促進の融資制度の利率が1.5%と、山梨県の2.4%よりも低金利ですが、それ以外はそれほど手厚い優遇制度はなく、移転先自治体の松島町については、助成制度自体がないようですので、助成内容が移転に大きく影響しているわけではないかと考えております。

また、村ではホームページで「企業誘致のご案内」を載せていますが、積極的な誘致活動も必要だと考えています。これから誘致活動をどのように展開していくのか回答をお願いしますの質問に対しまして答えさせていただきます。

現在のところ、特に大規模な誘致活動は実施しておりませんが、県の産業労働部や出先機関である山梨県東京事務所と連携して、情報収集等に努めております。今後は、東京事務所などを活用

した外部へのアピールも検討していきたいと考えております。

また、日本広販のゴルフ場跡地について、将来的な有効活用に向けての受け皿を整えるべく、大規模開発等が環境や生態系に及ぼす影響を調査する環境アセスメントの実施を予定しております。

自然環境はもちろんですが、富士山の世界文化遺産登録も控えておりますので、景観などにも配慮しつつ、有効活用ができればと考えております。

開発許可の関係など、整理する問題もございますが、将来的にそれらの問題が解決した後、スムーズに企業誘致等有効活用ができるよう、今できる準備を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

県外の助成制度については、県で把握してないため、比較できないとの回答ですが、村独自の調査も必要だと思われま

す。また、違う質問ですけれども、県と連携して情報収集しているということですが、今はどのような情報が入っているんでしょうか。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 政司議員の得意なインターネット等で、ぜひそれを調べて、教えていただきたいと思います。

今、村でやっているのは、先ほども申し上げましたように、景気が低迷しております。それを見越しての企業誘致というのは、言ってみれば、固定資産税をただにしても来ないような状況でありますので、ぜひ議員の皆さん方のご指導をお願いして、いい企業をあっせんしていただきたいと思いますと考えております。以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からの高くなっていく高齢化率に伴う対策についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

高くなっていく高齢化率に伴う対策について、村長に伺います。

鳴沢村第4次長期総合計画後期基本計画によりますと、平成22年度近隣市町村の年齢階層別人口比率統計で、高齢者人口である65歳以上の割合は25.0%で、山梨県全体よりも高く、しかも近隣市町村の中で最も高く、何とか対策を講じなければと考えさせられました。

今後、さらに団塊世代が高齢期を迎え、高齢化率の増大は確実であり、住民意識調査では、行政が力を入れるべき仕事として、高齢者福祉対策が41.7%と、第1位となっています。

また、若者の雇用情勢は非常に厳しく、県外での生活形態の世帯が多くなり、村には高齢者夫婦のみが残され、いずれ一人となり、独立した生活ができない高齢者世帯の増加が懸念されます。

昨今、各地で孤独死などのニュースは絶えません。本村での孤独死などの状況も否めません。これらの世帯に対し、どのように福祉対策を充実させ、生活の安定を図っていくのか、本村の指針などを伺います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

高くなっていく高齢化率に伴う対策ということですが、先ほど第4次長期計画の平成22年10月の国勢調査で、鳴沢村の65歳以上の高齢者人口割合は25.0%と、近隣市町村では一番高くと質問されましたが、近隣市町村では高いわけですが、

第4次後期長期計画に今年の2月に出した、皆さんにお配りしたのですが、それだと平成24年2月には鳴沢村の高齢化率は24.6%で、甲府市に次いで15番目に位置し、県平均の24.7%に近い率となっております。

村内地区の増加はもとより、別荘地区への団塊世代の転入者により、今後も高齢化率が上昇することは明白な状況にあります。

こうした状況の中で、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、地域全体で支えることができる仕組みづくりが必要だと考えております。

村では現在、高齢化社会への対応策として、介護保険制度の補助金を利用した日常生活支援総合事業を平成24年度から始めております。この事業は、平成23年度の介護保険法の改正により実施できるようになった任意事業で、県内では北杜市と鳴沢村で行っている事業です。

事業の内容は、鳴沢村地域包括支援センターが中心となり、食生活などに問題がある高齢者に対して行う食事サービスや、独居老人等の高齢者への定期巡回による見守りサービス、介護保険外のホームヘルプサービス、外出困難者には外出支援サービスなどを提供することにより生活の安定を図ります。

また、介護予防事業として、高齢者福祉スポーツ大会、ふれあいグラウンドゴルフ大会、高齢者学級、脳イキイキ教室、いきいきサロンなどの生きがいづくりや健康づくり事業を行い、高齢者の健康寿命の延伸につなげるとともに、事業を実施するためのボランティアの養成もあわせて必要と考えております。

また、健康寿命の延伸につきましては、世代を超えた幅広い年代での対応も必要と考えておりますので、どうか皆さん方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

先ほど、きめ細かいサービス、それから食事サービスとか、あるいは見回り、イキイキ教室の生きがいつくり等々、いろいろな事業をしていただいております。こういう事業に参加していただける方はいいとします。それに参加できないような人も出てくるわけでごさいます、例えば介護のボランティアの出前だったりとか、あるいはその介護をする人の人材の育成だとか、またひとり家庭の話し相手となるボランティアの派遣ができるような人材育成、このようなことを考えているかどうかということ伺いたいと思います。

また、生き生き広場で健康のために歩いている高齢者を見かけますけれども、たまたま今日の朝、NHKのニュースで、東京都のほうでしたけれども、公園に高齢者向けのトレーニング用品を設置したら非常に人気があって、それを使っている高齢者の方は、つまづくことがなくなったとか、非常に健康になってきたというようなことをテレビで放映していました。公園のほうにも、そんなような高齢者向けのトレーニング用品等を設置する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 農業問題でもそうですが、人口が少なく、そういうボランティアの方たちによる協力がやっぱり必要でありますし、今やっております食事サービスとか、そういうボランティアの人の手を借りて行っている事業が多いわけですが、そういう施設をつくりますと、それに伴う協力者が必要なわけでごさいます。そんなことを踏まえて、皆さん方からのそういう指導もボランティアでなさる方を応援していただければ、私もちょこっと見せてもらいましたが、鉄棒の低いのか、ああい

う程度でありましたので、小学校に行ってできるかと思しますので、ぜひ皆さん方のご協力をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） その辺も含めて検討していただければ、本当にありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三浦利雄君） 続いて、富士山の世界遺産登録後の富士山の日の催しについての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

富士山の世界文化遺産の登録後の富士山の日の催しについて、村長に伺ひます。

日本政府は、富士山を世界文化遺産に登録するよう求めて、ユネスコに推薦書を提出し、今年6月に登録をされることがほぼ確実というふうに言われております。

先月の23日、いわゆる富士山の日という日でございますが、2回目の富士山の日に各地での多彩なイベント開催について、富士山の日の前の21日、山日新聞で報道されましたけれども、富士山と離れているにもかかわらず、甲府市、それから中央市の道の駅とよとみ、それから道志村でもイベントの記載がございました。富士山に一番近い村、「字富士山」の地名を持つ鳴沢村でのイベント開催の記載がありませんでした。道の駅なるさわでのイベントの開催は行われたように聞いておりますけれども、ご承知のように、新聞等での報道は、多くの人が見て、訪れてくるものだと思います。我々も行くときには、事前に案内等を参考にして訪問するわけでございます。新聞の報道にどうして記載がなかったのか。

また、今後、世界文化遺産に登録後のPRや集客プラン、また富士山の日のイベント行事等の考えを伺ひたいと思ひます。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

富士山の日は、毎年2月23日と決められております。そんなことを踏まえ、2月21日の山梨日日新聞「富士山の日の主な関連イベント」には、鳴沢村開催のイベントの記載がありませんでしたが、道の駅なるさわにおいても、富士山の日にちなんだイベント「ふじさん祭り」を開催しました。

イベントの詳細は、なるさわ富士山博物館においては、来場者に富士山の湧き水で煎れたコーヒーを無料提供、また特別福袋を先着10名の方にプレゼントしたと伺っております。

物産館においては、鳴沢村産のジャガイモを使った「こちいも・みそころがし」、しみキャベツを使った「みそ汁」を無料提供いたしました。

このイベントは、山梨県で発行した「2013 富士山の日関連イベントガイド」というパンフレットに記載されており、県内観光施設、JR駅、道の駅、県外イベント等で配布しております。

そんな関係で、山日新聞には載せなかったのか、提供しなかったのかわかりませんが、次回イベント前には積極的に情報発信するとともに、人口が少なく、観光業者も少ないため、村単独のイベントでは広報活動が不足する点もありますので、「富士山の日関連イベント」としてのPRを、県や関係市町村、指定管理者と協力し、多くの方々が来場していただけるようなイベント内容を検討したいと考えております。

また、郡内地域地場産業振興センターにおいて、議員の皆様にもご出席していただきました「富士北麓環境美化宣言」の宣言文のとおり、富士北麓地域合同で実施する清掃活動や環境・郷土学習などを通じ、地元住民の環境美化意識を高め、県内外の

観光客に環境保全への取り組みを発信していくと同時に、建設が予定されております富士山世界遺産センターと連携し、富士山に関するさまざまな情報発信を相互に協力して訪問者にサービスを提供し、集客に結びつけていくこともあわせて努めてまいりたいと考えております。

以上で、答弁になったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 1 番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番 佐藤博水。

そのようなことで、ぜひ集客をしていただければありがたいわけですが、1つの提案として、観光協会等の協力を得て、例えば3,776円の買い物をしたら、次回に鳴沢村に来たら使えるというような割引券だとか、そんなことを発行して、またリピーターのお客を増やす。それから、記念品、金がかかるわけですがけれども、その辺も考えていただければありがたいなと思います。

いずれにしても、先ほど村長が言われましたように、小さい村で、そういう単独というのは非常に無理だと思います。観光協会もありますので、その辺も協力を得て、ぜひ大勢のお客が訪れるような対策を練っていただきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも佐藤議員さん、ありがとうございます。

どうかほかの議員の皆さんもいろいろ提言していただいて、アドバイスをよろしく申し上げます。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの富士・鳴沢紅葉ロードレース大会についての質問を許します。3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番 小林利雄。

富士・鳴沢紅葉ロードレース大会について、教育長にお伺いいたします。

平成22年10月17日、第1回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会が開催され、次は4回目になります。参加者が1回目2,099人、2回目1,916人、3回目1,630人と、2割以上減少しております。

ハーフ、10キロは、スタート近くから上り坂が長く、きつく走るのが大変。また、紅葉ロードレースといいながら、紅葉が少ないとの声を多く聞きました。

近隣町村もロードレース大会を行っており、より走りやすいコースに参加していることも考えられます。

どのような方法で参加者を増やす計画かお聞かせください。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

秋は季節もよく、各地で毎週マラソン大会が実施されており、マラソン愛好者の獲得に向けて、さらなる改善が必要であると考えております。

第3回大会へのインターネット上での大会運営に対する評価は、10点満点中9.8点と高得点であり、来年の参加についても、9.5点と高得点でありました。これは、ご協力くださった方々のロードレース大会への熱い気持ちが高い評価につながったと考えられます。

改善策としては、まず日程の問題があります。第1回から第3回までは10月の第3日曜日に実施してきましたが、同日に県内を含め、近隣においてもロードレース大会が行われています。

鳴沢村の紅葉は10月の下旬が最盛期であることと、それから参加賞の野菜の収穫可能時期を考慮した結果、10月の第4週に実施することとしました。

次に、コースについては、これまでハーフコース、それから10キロコースとも、富士山の裾野の起伏を売りに、標高差200メートルというふうな高低差があるコースを設定してきました。ハーフコース参加者からは、他に類を見ない特徴のあるコースとの認識をしていただき、高い評価でありましたが、平坦なコースになれ親しんでいるランナーにとっては、敬遠されるコースではなかったかと思います。

そこで、ハーフコース、10キロコースとも、コースを東西にとり、高低差を30メートルに変更し、余り負荷のかからないコースで、住宅街、農村風景、林道等を走る新たなコースを設定しました。

そして、新たなマラソン愛好者獲得のため、3.5キロコースを新設し、5キロを走る自信がない低年齢層をターゲットにした「親子ペア」、また走ることより紅葉を楽しみたいシニア層をターゲットにした「60歳以上」というコースを設定しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番 小林利雄。

鳴沢村の一大イベントを3回経験し、いろいろ工夫され、コースの高低差を緩やかにしたり、日程を変更、また3.5キロコースを新設して、親子で楽しく走る等、参加者も3,000人を目標にしたのは大いに期待が持てます。

多くの人が集まる場所なので、司会者による鳴沢村の紹介、特に農産物、ゴルフコース、別荘等の数をPRしてもらい、何回

も鳴沢村に来てもらえるようしてもらいたいものです。

参加賞の野菜も好評ですが、若い人は、重い、野菜は食べないの声もあり、参加賞を1,000円にして、農協の商品券か野菜か選べる方法を考える必要もあると思います。

回数が少ないので、年々改革して、富士山のように日本一のコースを目指してもらいたいと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの答弁のほかにも、インターネットで参加を申し込まれている人たちには、メールで参加を呼びかけたり、それから近隣のマラソン大会等でパンフレットを配布して、特にPR不足であったかと思われ、PRに努力したいと考えています。

それから、参加賞については、議員さんからお話がありましたので、またその点についても検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、渡邊明雄君からの鳴沢村の人口減少対策についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

鳴沢村の人口減少対策について、村長にお伺いいたします。

昨日、小学校の卒業式がありまして、37名の明るい子どもたちの卒業式を見させていただきました。平成25年度の予算が、新生児の予算が7名です。7名しか生まれない。非常に、7名ということはないと思いますけれども、非常に子どもたちが少

なくなっている。

それから年寄りの、ある程度50歳くらいになっても、母親と2人だけだとか、父親と一緒にだけだとか、本当に40歳過ぎたような、あるいは50歳過ぎたような家庭も大分増えて、何件かあります。そういったところは、本当努力して、結婚してくればいいんですけども、なかなか個人の問題でありますので、どうこうは言えないところですけども、旧勝山村では人口が、近隣の企業で教育が非常に素晴らしいということで、結構住宅をつくったり、学校に希望して入りたいというような希望もほかの市町村からあるようですけども。あとほかにも聞いたんですけども、東京のほうでも土曜日に何か学校を開いてやると。この前もほかの議員さんから、英語の教育についてやったらどうかと、そういうふうに特色ある学校教育をしたら、そういう人たちが入ってくるんじゃないかというような提案もありましたけれども、私もその辺を含めて、村長に何か、幅広い、ちょっと広過ぎて大変かもしれませんが、ご回答をいただきたいと思えます。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 少子高齢化対策ということですが、これは大変重要な問題で、村というよりは、国自体が問題化しなければいけない問題ではないかと考えておりますが、私の考えていることを述べさせていただきます。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が平成22年度に全国の独身男女1万4,000人余りの意識調査を実施しておりますが、その結果によりますと、「結婚しない理由」と「結婚できない理由」に大別されるようです。

結婚しない理由としては、「生涯独身で過ごしたい」という意識が高く、男性が32%、女性が39%となっており、これは

「束縛されたくない。自由で気楽でいたい」という独身生活の利点を選択している調査結果ではないかと思います。

結婚できない理由としては、「適当な相手がいない」、男性46%、女性51%、「結婚資金が少ない」、男女とも40%以上。これは景気低迷による賃金の伸び悩みや非正規労働者の増加による就労状況の変化など、社会的要因も大変あると考えております。

現在、村では少子高齢化対策として、第3子以降の出産に出産祝金30万円の支給や、中学校3年生までの医療費の無料化を実施しております。また、保育所の給食の主食代の補助や、保育所に第3子が同時に入所している場合、保育料を無料にしております。

今後も引き続き少子高齢化の支援を実施してまいります。企業誘致による働く場の確保や生活環境の整備など、総合的な村づくりを推進していくことが重要と考えております。

どうか、村内の独身者の皆様も、よき伴侶を見つけ、村内に家庭を築いていただきたいと考えております。

議会の皆様も、引き続き婚活の出会いの場を提供していただき、一組でも多くのカップルが誕生するよう、ご支援をお願い申し上げます。

それと、小学校の特色ある教育というようなご質問もありますが、これは教育長さんに答弁させます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小学校で特色ある教育をというふうなことで、英語にもう少し力を入れたらどうかというようなご質問が先日ありまして、そのときにもお答えしましたがけれども、新しい教育課程の中で、教育内容や時間数が増えたりということで、

国全体が基礎学力をしっかりと身につけさせようと、こういう方向へ転換といたしますか、動いているときであります。

本当は、ゆとりがあれば、英語の時間数を増やすというふうなことも可能だと思えるんですけども、そういう状況の中で、さらに時間数を増やして、英語に限らず、何かをとすることは、特に低学年の子どもにしても非常に負担が大きい。それだけ受け入れるゆとりといたしますか、余力があればいいんですけども、現在の様子を聞いても、基礎学力が十分に身につけていない子どももいるということで、先生方もきめ細かな指導、そういう点で苦勞をされている現状がありますので、今ここでそういう何か特に力を入れてということは考えておりません。

またそういうふうなことも検討はしていきたいと思っています。以上です。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 村長も、婚活の予算を計上してもらって、ありがとうございます。

議会といたしましても、また新たにそういう機会をつくっていただければいいかなと思います。

それから、教育の問題は、やっぱり時間をかけていろいろ検討していただければいいかなと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、鳴沢村の地域産業振興についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

鳴沢村の地域産業振興について、村長にお尋ねいたします。

鳴沢村の焼間地区は、村と第1区で昭和のはじめに食料増産のために貸与しているようですが、現在は荒れ地が多く、その当時の必要性が薄くなっていると思います。自民党政権により、

民法も時代とともに変えていくようですが、使用目的の変更及び区民への払い下げはできないものでしょうか。村長のお考えを教えてください。

この地域は、日当たりもよく、太陽光発電や観光イチゴハウス、ブルーベリー園などいろいろな事業ができると思います。まとまっている地域ですから、組合などつくり、国の助成金などが期待できるんじゃないかと思います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えします。

平成23年9月定例会で答弁いたしました。明雄議員質問の焼間地区は、昭和8年、食料増産により畑にするため第1区民に貸し付けられ、永小作権が設定されております。現在、この地域の土地は、公正証書により第三者に売買している事例がたくさんあると聞いておりますが、実態は不明であります。

この区域は、第1区の管理地であり、第1区の区長さん、役員の皆さん、また財産管理委員会で今後の土地のあり方を検討して、方向性を出していただくのが先決だと思っております。その際には、決定権はありませんが、鳴沢村名義で登記されている土地ですので、助言、具申を述べることは可能だと考えております。

先ほども述べましたが、地上権の売買により権利関係が複雑になっております。司法にゆだねる場合もあるかもしれませんが、利害関係の整理を進めなければ、次の段階に動けないと思っております。

第1区の議員の皆様も、大変難しい問題ですが、解決に向けてご尽力いただき、当地域を有効に活用できるよう働きかけをお願いするものであります。

行政といたしましても、第1区民の納得いく形で土地の所有権

の移動が進めば、新たな施策の展開ができると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 村長のお考えを聞かせていただいて、ありがとうございます。

鳴沢村も第1区も村の発展のために、今後いろいろ出てくればいいなと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、鳴沢村の観光開発についての質問を許します。7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

鳴沢村の観光開発について、村長にお尋ねいたします。

鳴沢村の観光資源を開発整備し、観光客を増やして、鳴沢村を観光地として振興したらいいと思います。

持続する観光に大事なものは、体験してもらうが一番有効だと思います。鳴沢村では、夏のブルーベリー狩りやロードレース、温泉施設などがありますが、これらの事業を専門に担当する観光課をつくる考えはありますか。

ただ観光課をつくるというよりも、どういうふうに村の観光を振興していくか、その辺も含めてお考えをお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

質問にもありますように、観光資源の開発整備による観光振興施策の推進は必要であり、また体験型観光も、その重要な要素となり得るものと考えております。

このため、現在ではロードレース大会やミツバツツジ祭り、また収穫祭などが実施されており、また民間において富士眺望の湯ゆらりの運営やブルーベリー狩りなどが行われております。

さらに、立ちどまることなく、鳴沢村振興のため諸施策を推進していくことは重要であると思いますが、一方で、職員の数という制限も現実問題としてあります。観光行政の所管としましては、現在企画課に属し、観光担当1名のほか、業務によっては企画課内で役割分担することにより、多くの業務をこなしている現状です。

近年の厳しい財政事情から、また地方公務員削減が求められる社会情勢から、鳴沢村でも極力職員数を抑制しております。

また、特殊要因として、村内に広大な別荘地が存在することにより、税務担当職員を多く配置せざるを得ない状況などがあり、これらのことから、規模の小さい鳴沢村では観光課の設置は非常に難しいと考えております。

ご指摘の施設やイベントは、それぞれ所管する課がありますが、課相互の連携により、今後の観光振興は可能と考えておりますので、議員の皆様方にも、これらの事情を踏まえ、ご理解いただきますようお願いいたしますとともに、ご支援、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの勤労青年センターの耐震化についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

勤労青年センターの耐震化について、村長にお尋ねをいたします。

村内の施設で耐震化の進んでいない施設は勤労青年センターとなりましたが、当施設は村の資材倉庫もあり、各種団体での施設の使用もあります。施設の耐震化についての考え、方針を教えてください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

富士北麓勤労青年センターは、1980年、昭和55年3月末に富士北麓広域に働く若者の余暇活動の場として、当時の労働省、山梨県労政課が中心となり、総工費約2億円で完成しました。

その後、行政改革の一環として、全県下の県施設の譲与がなされることになり、平成14年4月、村へ無償譲渡され、建築から33年を経過しようとしております。

現在は、主に地下倉庫が体育祭やロードレース大会等の体育用具倉庫として利用され、また太鼓団体の練習場所となっております。施設には管理人が常駐し、体育施設の管理や利用者への貸し出し業務を行っております。

現状としては、建物の敷地であるこのあたりは、溶岩石が層をなしており、地盤は頑丈であると考えられます。また、当時の建築に携わった方等に意見を伺ったところ、もともとの設計が比較的頑丈につくられているとのことでした。

また、管理人に話を伺っても、2年前の大震災のときも、そんな揺れは少なかったと伺っており、地震による被害もありませんでした。

現在、体育祭やロードレース大会等の体育倉庫として利用、また太鼓団体等の練習場所として利用、また管理人が常駐し、体育施設管理や施設利用者へのかぎの貸し出しを行っておるわけです。

そのほか、何か皆さん方で利用目的がありましたら提案していただき、雨漏り等がありますので、屋根の改修を含めた耐震化になるかと思われませんが、どうか皆さん方のご指導により、補助金等の活用を視野に入れて検討していきたいと考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

地盤が頑丈であるということは、近隣の場所を見ても、すごくわかるような気がします。

建物の設計については、築年が大分経っておりますので、築年月日のころの頑丈さと今の耐震基準と大分相違があると思われまますけれども、建物は村の体育館、武道館、それから防災ヘリポートも近くにありますので、耐震等を含めながらリフォーム等をしていただき、建物の長寿命化を図り、例えば村の防災訓練も、役場から近い小学校だけでなく、そういうスポーツ施設の場所も使ったりして、いざというときには、例えば小学校が使えなくなるかもしれないので、二次的な村の避難施設という考えもあると思うので、またさらなる検討を願って、前向きな方向でいていただければと思います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 提言ありがとうございますけれども、ただそれだけであそこをリフォームしたり、金をかけていいものかという問題もありますので、どうか議員の皆さんでご検討のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条第1項の規定により閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(三浦利雄君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成25年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月22日

議会議長

署名議員

署名議員